第20号様式別表2の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額について、法第321条の8第13項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- (2) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の控除未済通算対象所得調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象通算対象所得調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

1 (通算対象所得金額①)	2 各欄の記載のしかた	記載のしかた	留 意 事 項
度の法人税の明細書(別表7の2)の11の欄の金額を、吉い事業年度の分から順次記載します。 2 「控除対象通算対象所得調整額 ② (1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業について法人役法第64分 5第3項の規定の適用なることを証する事項 (1) ②の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度發最初の事業年度終了の目(次に場づる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における別に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める日)における別に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める単金乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度發産初の事業年度について仮決算に基づく法人役の中間申告書の他出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月結過日の前日(2) 法第321条の8第15項に規定する核合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度接了の目の。法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月結過日の前日(2) 法第321条の8第15項に規定する核合作法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日の金額合額の生じた事業年度終了の目の。 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23、2 (2) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (3) 強限特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する各項が出入100分の19 (2) 金融製の金額から③の欄の金額を注し引いた金額を占い事業年度の分から順效記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計類で人の分の1計」の欄の金額(人の分の場)(2) の名のの「計」の欄の金額(人の分の時間)(2) 第20号様式則表2の2の(3) 「計」の欄の金額(人の第20号様式則表2の2の(3) 「計」の欄の金額(人の第20号様式則表2の2000 「計」の欄の金額(人の第20号様式)(第20号様式)(2) 第20号様式)(2) 第20号様式	11.4		
業年度の分から順次記載します。	1 通界对象/所存金額①」		
度において、当該事業について法人役政等648 5 第3項の規定の適別との適別との適別との適別との適別との適別との適別との言いを経行した。			
(こついて法人根法第64) 5 第 3 項の規定の適用人		来下及の方が、 り 族氏品域でよう。	
(2) 「控除対象通算対象所得調整額 (2) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる場合を観します。 (4) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決策に基づく法人級の中間申告書の機出義務がある法人が法第321条の8第15項に規定する複合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決策に基づく法人級の中間申告書の機出義務がある法人が法第321条の8第15項に規定する複合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する複合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日間の盟立は、第合修の日の前日又は同項に規定する政治財産確定の日である場合、当該通常対象所得金額の生じた事業年度終了の日間の組合等である通算法人 100分の23、2 (n) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (2) (イ) 普遍法人である通算法人 100分の19 (3) 租稅特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する阪療法と、100分の19 (4) 租稅特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する阪療法と、100分の19 (3) 租稅特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する阪療法人である通算法人 100分の19 (4) 租稅特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する阪療法人である通算法人 100分の19 (2) の欄の金額のの側の金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各種の金額の合計額 (4) この明報書の③の「計」の欄の金額 (5) 第20号様末別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第20号様末別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の40 (7) 前」の個例金額 (7) 第20号様本別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の40 (7) 前別の金額 (7) 第20号様末別表2の2の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の3の「計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の40 (7) 前20号様末別表2の40 (7) 前20号様末別表2の40 (7) 前20号様末別表2の40 (7) 前20号様末別表2の2の (7) 計」の欄の金額 (7) 第20号様末別表2の2の (7) 計 の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の2の (7) 計 の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の2の (7) 計 の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の2の20号様式別表20号様式別表20号様式別表20号様式			
2 「控除対象通算対象所得調整額			
様の明細書(別表7の2の写し答と を終付した等)を終付した。 を発付した。 を発付した。 を発付した。 を発生といったの後において続して第20号様式の確定申告書き想していることをは、それぞれに定める日)における(2)に場げる場合に該当するときは、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮及第に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮及第に基づく活入税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第15項に規定する破合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の目の前口はは両項に規定する政合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の目の前口はは両項に規定する残余財産確定の日である場合。当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日では、当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日報、第100分の23、2 (ロ) 一般計団法人等である通算法人 100分の23、2 (ロ) 一般計団法人等である通算法人 100分の19 (本) 組織給等である通算法人 100分の19 (本) 組織特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 組織特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 組織を制計置法が定める適差とし引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1) 次の各種の金額の合計額 (イ) 第20号様式別表2の2のの「計」の欄の金額 (イ) 第20号様式別表2の2のの「計」の欄の金額 (イ) 第20号様式別表2の2のの「計」の欄の金額 (イ) 第20号様式別表2の2のの「計」の欄の金額 (イ) 第20号様式別表2の2のの「計」の欄の金額 (イ) 第20号様式別表2の4のの「計」の欄の金額			
2 「控除対象通算対象所得測整額 (1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業			
分様式の確定申告書を担し、かつその後において第2の分様式の確定 にで第2の分様式の確定 にで第2の分様式の確定 ときました。			
し、かつその後において 総して第20号様式の確定 書を提出していること 必要です。 1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業 年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる造人に該当する ときは、それぞれに定める日)における[2]に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ2回に定める事を乗して得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について反決等に基づく法人税の中間申告事の提出義務がある法が対策第21条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (p) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日間。 海が1項に規定する6月経過日の前日(向) 法第321条の8第15項に規定する獲得法での日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日間。 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23、2 (p) 一般社団法人等である通算法人 100分の23、2 (p) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (c) 公益法人等である通算法人 100分の19 (c) 公益法人等である通算法人 100分の19 (d) との欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を支でいる同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を占い事業年度の分から順次記載します。 (1) に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額 (第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額 (5、第20号様式別表2の4のの「計」の欄の金額 (5、第20号様式別表2の4のの「計」の欄の金額			
2 「控除対象通算対象所得調整額 (1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業 年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当する ときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる法人の区 分ごとに、それぞれ(2)に定める事を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度に ついて仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある る法が送第321条の8第13項の規定を適用する場合 同 条第1項に規定する6月結過日の前日 (即) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対 象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適 格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日で ある場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の目 目 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (中) 一般社団法人等である通算法人 100分の29。2 (中) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (主) 金法法人等である通算法人 100分の19 (主) 組織時別計置法第7年次の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (主) 組織時別計置法第7年次の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (主) 組織時別計置法第7年次の2第1項の不認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (主) 経済法人である通算法人 100分の19 (注) 経済法人を額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細市の⑤の「計」の欄の金額 (イ) 第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額 (注) 第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額 (注) 第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額 (注) 第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額 (注) 第20号様式別表2の②の「計」の欄の金額			
2 「控除対象通算対象所得調整額 (1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業 年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における似に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める日)における似に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める単を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合同条第1項に規定する6月経過日の前日(***) 法第321条の8第15項に規定する被合件法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日の前日又は同項に規定する改余財産確定の日である場合当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日のもとにも事業年度終了の日のもとにも事業年度終了の日のもとにも事業年度終了の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日の必要が対象所得金額の生じた事業年度終了の日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが日のが			
2 「控除対象通算対象所得調整額			
2 「控除対象通算対象所得調整網 (1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業 年度後最初の事業年度終了の日 (次に掲げる場合に該当する ときは、それぞれに定める日) における[2]に掲げる法人の区 分ごとに、それぞれ[2]に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度に ついて仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の 8 第13項の規定を適用する場合 同 条第 1 項に規定する 6 月経過日の前日 (**) 法第321条の 8 第15項に規定する確用を通過を通用する場合 同 条第 1 項に規定する 6 月経過日の前日 (**) 法第321条の 8 第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (**) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (**) 協同組合等である通算法人 100分の19 (**) 加税特別措置法第67条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (**) 和税特別措置法第67条の 2 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (2) の欄の金額から3の個欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表 2 の 2 の ⑥の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表 2 の 2 の 6 の 「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表 2 の 2 の 6 の 「計」の欄の金額			
② 年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。	9 「炒除計魚涌質計魚所得調敷類	(1) ①の爛に記載した全額に 通管対象所得全額の生じた重業	必安くり。
ときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (即) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する適等格合所の日の前日又は同項に規定するでの会別産産での日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (中) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人の書を発し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額(イ) この明細書の③の「計」の欄の金額(ロ) 第20号様式別表 2 の3の「計」の欄の金額(コ) 第20号様式別表 2 の3の「計」の欄の金額(ニ) 第20号様式別表 2 の4 の⑤の「計」の欄の金額(ニ) 第20号様式別表 2 の4 の⑤の「計」の欄の金額			
分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (即) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (序) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (こ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (こ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている間項規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 一個の金額の合置を発し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (方) 第20号様式別表2の3の「計」の欄の金額 (方) 第20号様式別表2の3の「計」の欄の金額 (方) 第20号様式別表2の3の「計」の欄の金額 (方) 第20号様式別表2の3の「計」の欄の金額			
ます。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (中) 法第321条の8第15項に規定する被合件法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (中) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (は) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 3 「控除未済額④」 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1) 次の各欄の金額が②に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ウ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ウ) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (コ) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (コ) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額			
(イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ฅ) 法第321条の8第15項に規定する6件法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日の日の自日(2)(イ)普通法人である通算法人 100分の23.2(アロットの利用では、100分の19(アリカリの19)(ア			
ついて仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (r) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日(2)(イ)普通法人である通算法人 100分の23.2 (r)一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (n)一般社団法人等である通算法人 100分の19 (二)公益法人等である通算法人 100分の19 (本) 組税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 組税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 100番の金額が20個個の金額を差し引いた金額を占い事業年度の分から順次記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1)次の各欄の金額の合計額(イ)この明細書の⑤の「計」の欄の金額(ウ)第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額(ウ)第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額(ウ)第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額(ウ)第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額(ウ)第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額(ウ)第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額		· -	
る法人が法第321条の8第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (II) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日の日日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (い) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ま) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 年度の分から順次記載します。 (1) 次の各欄の金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の②のの「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の②のの「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の②のの「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表2の4の⑥の「計」の欄の金額 (ア) 第20号様式別表20号様式			
条第1項に規定する6月経過日の前日 (n) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (n) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (n) 協同組合等である通算法人 100分の19 (こ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ま) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 3 「控除未済額④」 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 4 「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の②の⑥の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の②の⑥の「計」の欄の金額			
(p) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (4) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (p) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (c) 公益法人等である通算法人 100分の19 (d) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (a) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (d) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (d) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (d) 年税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (d) 年度の分から順次記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の「計」の欄の金額 (p) 第20号様式別表2の3の「計」の欄の金額 (c) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (c) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (c) 第20号様式別表2の4の⑥の「計」の欄の金額			
象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (4) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (n) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (n) 協同組合等である通算法人 100分の19 (二) 公益法人等である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (2)の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額			
格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (4) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (p) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (n) 協同組合等である通算法人 100分の19 (こ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 3「控除未済額④」 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (6) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額			
ある場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の 日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (r) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (c) 公益法人等である通算法人 100分の19 (d) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (2) の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1) に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (r) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の0の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額			
日 (2) (4) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (n) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (n) 協同組合等である通算法人 100分の19 (n) 公益法人等である通算法人 100分の19 (n) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (如欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (1) 次の各欄の金額の合計額 (1) 次の各欄の金額の「計」の欄の金額 (1) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (1) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (1) 第20号様式別表2の0の「計」の欄の金額 (1) 第20号様式別表2の4の⑥の「計」の欄の金額			
(2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (n) 一般社団法人等である通算法人 100分の19 (こ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (こ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 3 「控除未済額④」 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業 年度の分から順次記載します。 4 「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の0の「計」の欄の金額			
(p) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (n) 協同組合等である通算法人 100分の19 (n) 公益法人等である通算法人 100分の19 (n) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 (n) 個の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業 年度の分から順次記載します。 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の0⑥の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の0⑥の「計」の欄の金額			
(ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 3 「控除未済額④」 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業 年度の分から順次記載します。 4 「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (い) 第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の0⑥の「計」の欄の金額			
(c) 公益法人等である通算法人 100分の19 (本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業 年度の分から順次記載します。 4「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (い) 第20号様式別表2の②の⑥の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑥の「計」の欄の金額			
(本) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている 同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業 年度の分から順次記載します。 4「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第20号様式別表2の⑥の「計」の欄の金額 (7) 第20号様式別表2の0⑥の「計」の欄の金額 (1) 第20号様式別表2の0⑥の「計」の欄の金額			
同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 ②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業 年度の分から順次記載します。			
3 「控除未済額④」			
年度の分から順次記載します。 4 「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (p) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の②の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の②の⑥の「計」の欄の金額	3 「控除未溶類④」		
4 「当期控除額⑤」 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (p) 第20号様式別表 2 の⑥の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表 2 の 2 の⑥の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表 2 の 4 の⑥の「計」の欄の金額	O TENNING		
ます。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (中) 第20号様式別表 2 の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表 2 の 2 の⑥の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表 2 の 4 の⑥の「計」の欄の金額	4 「当期控除額⑤」		
 (1) 次の各欄の金額の合計額 (4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (p) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (n) 第20号様式別表2の2の⑥の「計」の欄の金額 (二) 第20号様式別表2の4の⑥の「計」の欄の金額 			
(4) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (c) 第20号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (小) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (二) 第20号様式別表2の4の⑥の「計」の欄の金額			
(r) 第20号様式別表 2 の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第20号様式別表 2 の 2 の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表 2 の 4 の⑥の「計」の欄の金額			
(ハ) 第20号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第20号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額			
(二) 第20号様式別表 2 の 4 の⑤の「計」の欄の金額			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
AND SMEET A MAN SMARKET OF A COLUMN TO THE ACTION OF THE A		0 102 110	
(ヘ) 第20号様式別表 2 の 8 の④の「計」の欄の金額			
(2) 第20号様式別表 1 の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額か			
ら⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額			